

## 埼玉県精神科救急医療システム運営会議設置要綱

### （目的）

第1条 埼玉県の精神科救急医療を円滑に実施し、精神科救急情報センターと輪番病院、輪番診療所、常時対応施設及びその他関係機関との連絡調整を図るため、埼玉県精神科救急医療システム運営会議（以下、「運営会議」という。）を設置する。

### （会議の招集）

第2条 運営会議は、精神科救急情報センター、輪番病院、輪番診療所、常時対応施設及び関係機関等に属する者30名程度を招集する。また、上記に掲げる者の外、第一条の目的に資するため、必要と思われるものを招集することができる。

### （開催日）

第3条 おおむね年間3回開催する。ただし、必要があるときは追加して開催することができるものとする。

### （庶務）

第4条 運営会議の庶務は埼玉県保健医療部疾病対策課及びさいたま市保健福祉局保健部健康増進課において処理する。

### 附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成24年9月27日から施行する。

### 附則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。